

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>令和7年4月から6月に開催する第42回全国都市緑化ぎふフェア（以下「ぎふフェア」という。）において、実施計画に基づき、行催事の実施運營業務を行うものである。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は、本県で初めての開催となる、国内最大級の花と緑の祭典「全国都市緑化フェア」において、主催者が行う行催事の実施運営を委託するものである。実施にあたっては、ぎふフェアの趣旨の理解に加え、県内7会場で、54日間にわたって、多数のイベントを展開する運営能力が必要である。</p> <p>また、過去に経験したイベントのノウハウやそこで培われた知識を活かしつつ、斬新な発想やアイデアにより、岐阜県らしい魅力的な企画を提案することが可能な者に委託することが適当である。</p> <p>このため、契約者の選定にあたっては、単なる価格競争ではなく、運営能力や企画力などの業務実施能力の適格性を総合的に判断できる「公募型プロポーザル方式」を採用し、最も優秀な提案を行った者を選定して、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>令和6年6月17日に開催した第42回全国都市緑化ぎふフェア行催事実施運営委託業務プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点合計が最低基準点（255点／424点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かったNGCT 共同企業体を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p>